令和 8 年 10 月 23 日

八百津町長　金 子　政 則　様

八百津町上下水道料金検討委員会

委員長　大矢啓資

上下水道事業における適正な料金水準等の設定について(答申)

令和８年６月２日付け八役第650号で諮問された「上下水道事業における適正な料金水準等の設定について」について、諮問から延べ４回の会議を開催し、各委員の知見や経験、専門性など幅広い視点から慎重に審議を重ねた結果、結論を得たのでここに答申します。

1　はじめに

(1) 水道事業の現状

水道事業は、町民の快適な生活環境を支える重要なライフラインとして、安全で質の高い水道水を安定的に供給するための事業である。将来にわたりその経営を継続し、安定的なサービスを提供しなければならない事業であり、令和6年1月の能登半島地震や令和8年7月の熊本地震の発生、また、南海トラフ地震の発生の可能性が高まっている状況の中では、水道施設の耐震化についても必要性が増している状況である。

八百津町の水道事業は、昭和29年に創設し、昭和35年の第1次拡張事業から平成2年の第4次拡張事業までは、水需要の高まりから事業規模や給水区域を拡大してきた。平成22年の第5次拡張事業は浄水場施設の更新工事として、木曽川を水源とする須賀浄水場から飛騨川を水源とする上飯田浄水場へ切り替えた。平成29年の第6次拡張事業は、久田見簡易水道及び潮南簡易水道の経営基盤の強化、維持管理の効率化を図るため上水道事業に経営統合、そして、令和5年の第7次拡張事業において、老朽化した久田見浄水場の更新工事を実施した。現在、福地地区を除く町内全域へ水道水の安定供給を図るため、計画的に整備、更新、強化を実施している。

近年は、水質管理の強化や水道施設の維持管理を目的とした事業を中心に進めてきたが、給水開始から71年が経過し、耐用年数を超える施設、管路の割合が上昇しており、施設の更新を行う時期を迎えている。

水道料金は、平成4年4月以降、消費税率改定による料金改定を除いて34年間料金改定を行っていないが、メーター口径 13mm で、1か月当たりの使用水量20㎥使用時の水道料金の比較においては、岐阜県内で1番高い状況である。

水道事業の経営状況は、人口減少や節水型機器の普及などによって給水収益が減少していることに加え、施設や水道管の更新時期を迎え費用が増加傾向であること及び昨今の物価高騰等により、令和7年度決算において経常損失を計上し、今後の経営状況も赤字が続くことが見込まれる。

(2) 下水道事業の現状

下水道事業は、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全の役割を担い、快適な町民生活を維持していくために欠かすことのできない社会インフラの一つであり、将来にわたりその経営を継続し、安定的な下水道サービスを提供しなければならない。

八百津町の下水道事業は、公共下水道事業、農業集落排水事業の2事業を行っている。公共下水道事業では、主に市街地における汚水を排除・処理することを目的に、平成3年に事業認可を得て工事に着手、平成9年の供用開始から29年が経過した。令和7年度末の下水道接続率は約90%まで進捗している。農業集落排水事業では、農村部のし尿や生活排水の処理と水質保全を目的に、上飯田地区と久田見地区の2地区を整備している。上飯田地区は平成8年から工事に着手し平成11年に供用開始、久田見地区は平

成９年から工事に着手し平成 14 年に供用開始、２処理区で約 212 ヘクタールを処理している。

下水道使用料は、創設当初より消費税率改定による使用料改定を除いて一度も改定を行わず、下水道サービスの提供に努めてきた。１か月当たりの排水量が 20 ㎥の場合の下水道使用料の比較においては、岐阜県内で 12 番目に低く、可茂地区では１番低い状況である。

下水道事業の経営状況は、効率的な下水道経営による経費削減を優先し、包括的民間委託の導入や人件費の削減などに取り組んでいる。また、令和６年度より、更なる経費削減や更新費用の削減を目指し、上飯田農業集落排水事業を公共下水道、または、隣接する川辺町の公共下水道に接続する検討を開始した。

しかし、そのような経営努力を行っても、一般会計からの繰入金に頼らなければ資金不足を起こす状況となっている。今後ますます人口減少や節水型機器の普及などにより水需要が減少することが予想され、下水道使用料の増加が見込めなくなっている。加えて、物価高騰の中、過去に整備した下水道施設は、順次、耐用年数が到来するため、下水道サービスを維持するための更新財源をいかに確保するかという課題に直面している。さらに、地震の被災状況や南海トラフ地震への備えなどから、下水道施設の耐震化への課題にも対応していかなければならない。

２ 答申

(1) 水道事業の課題

八百津町の水道事業における課題は、給水人口の減少に伴い給水収益も年々減少し、近年の物価高騰の影響により令和７年度において経常損失を計上している。また、施設の更新の都度、固定資産取得に係る減価償却費が発生するため、現状のままでは令和８年度以降、恒常的に年間４千万円以上の損失となる見込みである。

管路全体の総延長は約 170km あり、現状、約 35km（20.6%）が耐用年数を過ぎた管路となっているため、漏水等の発生が多く、有収率も低下傾向となっている。全国の年間管路更新率が 0.60%に対して、八百津町は 0.12%と非常に低いため、より一層老朽化対策や耐震化を進めていく必要があると考えられる。

(2) 下水道事業の課題

八百津町の下水道事業における課題としては、町内の処理区域内整備は完了しており処理人口の増加が見込めない中、給水人口の減少に伴い使用料収入も年々減少している。そのため、流域関連下水道区域及び農業集落排水区域ともに使用料収入だけでは汚水処理に掛かる経費を賄うことができず、一般会計からの多額の繰入金により成り立っている。特に国が示している一般会計からの繰入基準にあてはまらない基準外繰入金に依存した経営状況となっている。

今後、水道事業と同様に下水道管の更新を順次迎え、多額の工事資金が必要となるが、一般会計からの繰入金も限られるため資金が枯渇し、必要な下水道サービスの提供ができなくなる恐れがある。

(3) 水道料金、下水道使用料の改定の必要性

これらの課題に対応するためには、業務委託の見直しなどの経費の削減や水道の有収率の向上及び下水道の水洗化率向上の取組を継続することを前提とするが、将来の更新投資等に対しても安定して水道、下水道サービスが提供できるよう、経営基盤の強化及び事業の持続に資することができる料金体系や、使用料体系を構築することが必要であると本検討委員会は考える。

ここ数年の物価高騰等による地域経済の変動が町民生活へ与える影響を踏まえ、使用者に急激な負担増が生じないよう、次の「3　水道料金の改定について」、「4　下水道使用料の改定方針について」のとおり進めることが妥当であると判断した。

3 水道料金の改定について

(1) 料金算定方法

適正な原価に基づき料金算定を行う「総括原価方式」を採用することが望ましいと考えるが、水道施設を維持するために総括原価に算入すべきとされる資産維持費を加算し、長期前受金戻入額を控除した場合、大幅な料金の引き上げが必要となることから、今回の料金改定では、資産維持費の算入は見送ることとする。そのうえで、料金回収率が100%以上を維持できる料金水準とし、赤字決算から黒字決算へ転換できるよう算定することとする。

ただし、水道施設の更新・耐震化を計画的に進め、強靱で安定した水道を実現するためには、資産維持費を原価に算入するとともに、長期前受金戻入額相当の利益も確保する必要があるため、次期料金改定の際には、再度、総括原価方式に基づく料金算定について検討することが望ましい。

(2) 料金算定期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とする。

(3) 料金改定率

平均改定率を20.7%相当とする。

(4) 料金体系

現行どおり、基本料金と従量料金の二部料金制、また、口径別及び逓増型料金の差別制を採用する。

(5) 水道料金表

（1）から（4）の内容を踏まえ、改定後の水道料金表は別表のとおりとする。なお、料金表は、現行どおり、口径別に 10 ㎥までの使用水量を含む基本料金を設定、従量料金は使用水量に応じ 11 ㎥から 20 ㎥まで、21 ㎥から 50 ㎥まで、51 ㎥以上の 3 区分の逓増型料金であり、それぞれ一律に 20.7%相当を加えたものとする。

(6) 実施時期

令和 9 年 4 月以降の使用分から適用することが妥当である。

4　下水道使用料の改定方針について

(1) 改定方針

公共下水道事業が抱える課題は、令和 9 年度に流域下水道関連の汚水処理費のうち維持管理単価が上昇するため、年間 1 千万円ほど経費が増えることである。そのほか、岐阜県が策定する汚水処理構想やストックマネジメントの策定により改定率が算出される汚水処理費のうち資本費の改定や、八百津町の下水道整備の初期投資に関する借入返済が終了することによる経営構造の変化は、令和 12 年度であると想定される。

さらに、水道料金及び下水道使用料を同時に引き上げることは、町民の生活に大きな影響を及ぼす恐れがあるため、今回の料金改定では、改定の必要性が明確になっている水道料金のみを実施し、下水道使用料は、今回据え置くことが望ましい。

(2) 改定時期

令和 12 年度頃を目安とする。

5　付帯意見

(1) 段階的な対応

水道料金、下水道使用料の改定に当たっては、町民生活や経済活動を鑑みて、使用者に大幅な負担増とならないように努めること。そのため、経営状況を見極め、水道料金については令和 9 年度（2027 年度）に、下水道使用料については令和 12 年度（2030 年度）以降に改定することとし、町民生活への影響を最小限とするよう努めること。

(2) 利用者への周知と理解

水道料金、下水道使用料の改定に当たっては、容易に理解が得られるものでないことを十分に認識し、現状や必要性などを分かりやすく説明すること。更に十分なコミュニケーションをとって納得いただけるよう、町民への説明、周知を適切に行うこ

と。

(3) 定期的なモニタリングの実施

水道事業及び下水道事業においては、今後、３年から５年ごとに経営予測を行い、将来的なリスクに備えるとともに、経営戦略改定時には周知すること。その際には検討委員会等町民代表を招集し、説明するとともに理解を得たうえで改定を検討し、経営基盤の安定化を図ること。

(4) 今後の料金体系の検討

現行の料金体系は、給水量が右肩上がりであった時代背景に基づき導入されたものであるため、現在の水道事業を取り巻く環境を踏まえた上で料金体系を設定すること。公益財団法人日本水道協会は、水道料金算定要領の改訂により、基本水量の廃止、基本料金と従量料金の割合の改善、逓増度の緩和を述べているため、今後は料金体系の見直しについても検討を進めること。

6　おわりに

水道及び下水道は、町民の日常生活や地域の産業活動に欠かすことのできない重要なライフラインである。安全で安心な水道水を安定的に供給し、生活環境や公共水域の水質を守る下水道サービスの維持に適正に取り組まれている。

これからも、町民、使用者の視点に立ち、信頼される水道事業及び下水道事業となるよう努力されるとともに、健全な経営を維持しながら公営企業の使命を全うするよう引き続き努められたい。

別表

現行

水道料金（１ヶ月・税抜き）

口径	基本料金 （使用水量10㎥まで）	従量料金（使用料金１㎥につき）		
		11㎥ から 20㎥ まで	21㎥ から 50㎥ まで	51㎥ 以上
13 mm	2,030 円	203 円	233 円	262 円
20 mm	2,440 円			
25 mm	2,820 円			
40 mm	4,510 円			
50 mm	6,050 円			
75 mm ～	11,440 円			

令和９年５月請求分（４月使用分）より

水道料金（１ヶ月・税抜き）

口径	基本料金 （使用水量10㎥まで）	従量料金（使用料金１㎥につき）		
		11㎥ から 20㎥ まで	21㎥ から 50㎥ まで	51㎥ 以上
13 mm	2,450 円	245 円	280 円	315 円
20 mm	2,950 円			
25 mm	3,400 円			
40 mm	5,450 円			
50 mm	7,300 円			
75 mm ～	13,800 円			

基本料金と従量料金の合計額に消費税等相当額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた額（当該額に１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。